

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第7回）議事録

第1 日時 平成21年10月16日（金） 11時00分～11時45分

於、総務省8階第1特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

東海 幹夫（部会長）、辻 正次（部会長代理）、斎藤 聖美、酒井 善則、
新町 敏行

（以上5名）

第3 出席臨時委員（敬称略）

根岸 哲

第4 出席した関係職員

(1) 総合通信基盤局

桜井 俊（総合通信基盤局長）、福岡 徹（電気通信事業部長）、
山田 真貴子（総合通信基盤局総務課長）、
淵江 淳（事業政策課長）、木村 公彦（事業政策課調査官）、
古市 裕久（料金サービス課長）、村松 茂（料金サービス課企画官）

(2) 事務局

白川 政憲（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

第5 議題

答申事項

電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について【平成21年2
月24日付け 諮問第1210号】

開 会

○東海部会長 定刻でございますので、ただいまから第7回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催させていただきたいと存じます。

本日は、委員及び臨時委員6名が出席されておられますので、定足数を満たしております。

なお、会議は公開で行います。

議 題

諮問事項

電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について【平成21年2月24日付け諮問第1210号】

○東海部会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思いますが、本日の議題は1件でございます。

諮問第1210号、電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について審議をさせていただきたいと存じます。本件については、8月6日開催の当部会におきまして、皆さんにご議論いただきまして決定をした答申案、これを9月7日までの間、意見招請に付しまして、接続政策委員会で検討してまいりました。ここでは、接続政策委員会の主査を兼ねております私から、委員会での検討結果の概要についてご報告をさせていただきたいと思えます。

別添のお手元の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について答申（案）」をごらんいただきたいと思います。と思っております。

本件につきましては、もうご案内のとおりでございますけれども、固定通信市場と移動通信市場が新たな局面を迎えている中で、市場環境の変化に対応いたしまして、電気通信市場における公正競争環境を確保するという観点から、モバイル市場の公正環境の整備、これを中心としながら、その他、全体4項目にわたります、検討課題を調査、審議をし、答申として取りまとめたものでございます。もうご承知かと思えますが、4項目につきましては、答申案の目次の2章から5章の柱立てで設定したものでござい

す。

本件につきましては、本年2月24日、総務大臣より諮問を受けました。その後、当委員会での調査、検討を経まして、電気通信事業政策部会において答申案が取りまとめられまして、本年8月7日から9月7日までの間、意見招請を行ったところでございます。その後、寄せられたご意見、いろいろございましたけれども、接続政策委員会でさらに調査、検討を行いまして、その結果、お手元でございます「答申（案）への意見及びこれに対する考え方（案）」並びに意見招請結果等を踏まえた修正後の答申案を当委員会の検討結果とすることとしたところでございます。

概要をお話し申し上げましたが、詳細につきましては総務省からご説明をいただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

○古市料金サービス課長　それでは、お手元の資料7-1に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、別添、答申案の後ろにおつけをいたしております横長の参考資料をごらんいただけますでしょうか。今回、答申案に対しましては、大変多数のご意見をいただいたところでございまして、その中から主要な意見を抜粋いたしまして、これに関し、接続政策委員会において整理をされました考え方、案をそれぞれ取りまとめた資料でございます。以後、この参考資料に基づきまして、答申案への主な意見、及びこれに対する考え方、案についてご説明をさせていただきます。

まず、第2章「モバイル市場の公正競争環境の整備」、1「第二種指定電気通信設備制度の検証」、(1)「規制根拠・規制内容」に対する意見でございます。

意見5、「携帯電話市場シェアの約95%を占めている上位3社についてはボトルネック性を認めるべきであり、二種指定制度の対象とする方向で再検討すべき」との意見でございます。これに対する考え方は、「二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値については、他に採用すべき合理的な割合も存在しないことから、現時点でこの考え方を変更する積極的理由は認められないが、二種指定制度の規制根拠については、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となった場合に、当該見直しの中で改めて検証を行うことが適当である」とされているところでございます。

次に意見9、「二種指定制度は、特定の事業者だけを対象とするのではなく、全ての携帯電話事業者を対象とする必要がある」との意見でございます。これに対する考え方は、「考え方5に同じ。また、答申（案）に示したとおり、二種指定事業者以外の事業

者であるソフトバンクモバイルからは、公正な接続料算定ルールが確立されれば、関連する情報の開示等を積極的に実施する考えが示されていることから、今回は、規制対象の拡大というアプローチではなく、二種指定事業者以外の事業者による自主的な取組に期待する形で整理することが適当である」とされているところでございます。

次に意見10、「モバイル市場に対する規制はなくすことが適当。また、現行制度における端末シェアの閾値は、市場支配力を有すると判断する基準として何ら合理性を見出すことはできず、早急に見直しを行うべき」との意見でございます。これに対する考え方は、「二種指定制度は、電波の有限希少性及び相対的に多数の端末シェアに起因して、二種指定事業者が接続協議において強い交渉力を有し、事業者間協議では合理的な条件での合意が期待しにくい構造が形成されている点に着目して設けられたものである。二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値については、考え方5に同じ」とされているところでございます。

次に、意見15、「平成16年度の競争評価以降、市場構造に変化はなく、携帯卸着信市場の考え方を導入する合理的根拠は全くない」との意見でございます。これに対する考え方は、「答申（案）においては、現時点で二種指定制度の規制根拠を直ちに変更することは適当でないとしたところである。なお、答申（案）に示したとおり、EUでは、小売市場・卸売市場を分けるとともに、アクセス市場、発信市場、着信市場などに細分化して市場画定するアプローチを採用していることを踏まえ、我が国でも、現在行っている競争評価等と連動させて、EU類似の市場画定手法を採用することの適否について検討が必要になると考えられる」とされているところでございます。

次に、(2)「アンバンドルや標準的接続箇所の考え方」に対する意見でございます。

意見16、「アンバンドルの仕組みを二種指定制度にも設けることについて賛成。注視すべき機能の定期的な棚卸の場を設け、要望が多いものは随時アンバンドルの対象としていくといった、より実効的なスキームの構築も必要」との意見でございます。これに対する考え方は、「答申（案）に賛成の御意見として承る。なお、アンバンドルが必要か否かの判断基準は、一種指定制度での基準に加え、需要の立上げ期にあるサービスに係る機能は除外し、利用者利便の高いサービスに係る機能や公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能に限定するなど、必要性・重要性の高いサービスに係る機能に限定することが適当である」とされているところでございます。

次に、意見 20、「移動体網のアンバンドルについては、必要な事情がある場合を除き、過度に義務化等を行うべきではない」との意見でございます。これに対する考え方は、「答申（案）に示したとおり、従来のような事業者間協議・事後的な紛争処理にすべてを委ねることは現実的でないとの意見や、一定の規制がないと、事業者間協議も有効に機能しないとの意見が示されていること等を踏まえ、二種指定制度でも、交渉力の不均衡を是正し、円滑な接続を確保する観点から、モバイル市場の特性を踏まえたアンバンドルの仕組みを設けることが必要である」とされているところでございます。

次に、(3)「接続料算定の考え方」。

意見 30、「接続料原価に参入可能な営業費は、設備との関連性を厳格に判断した上で、できる限り具体的かつ明確な形で整理することが必要とする答申（案）に賛成」との賛同意見でございます。

次に、意見 40、「自網内呼においても使用する設備によって設備利用回数は単純に2倍とまらない点について留意が必要。誤認を生じさせる記載を改めるべき」との意見でございます。これに対する考え方は、「答申（案）における『年間の総通信時間の算定において、自網内呼の通信時間は、2倍にして算定することが適当』との記述は、基地局の利用を例として記述したものであるが、記載の趣旨を明確にする観点から、答申（案）を以下のとおり修正する。『この点、他網に抜けていく相互接続呼とは異なり、自網内呼は、自網内を折り返すものであり、例えば、基地局の利用は、相互接続呼は1回であるのに対し、自網内呼は2回であることを考慮すると、年間の総通信時間の算定において、自網内呼の通信時間は、2倍にして算定するなど、可能な限り各設備について実際の利用に応じた算定を行うことが適当である。』と修正する」とされているところでございます。

次に、(4)「接続料算定と規制会計の関係」に対する意見でございます。

意見 43、「全ての携帯事業者に対し、会計の整理及び算定根拠の届出を行うべきとされたことに賛同」との意見でございます。これに対する考え方は、「新たな会計制度は、二種指定事業者を対象としたものであるが、二種指定事業者以外の事業者についても二種指定事業者と同様の取組を自主的に行うことが期待されているところである。なお、情報開示については、経営上の機密に関する情報が含まれることに留意し、慎重に検討することが必要である」とされているところでございます。

意見 44、「2010年度接続料より適用するという考えに賛成。MVNO活性化の

面からも接続料の低減について、積極的な措置を要望する」との賛同意見でございます。

次に意見４５、「会計書類の作成や算定根拠の提出については、事業者にとって新たな負荷とならないよう配慮し、規制コスト増大の抑制を図ることが重要。なお、会計書類については、一律に公表することは適当でない」との意見でございます。これに対する考え方は、「総務省においては、意見に示された内容について検討を行った上で、会計制度の整備やガイドラインを策定することが適当である。なお、情報開示については、経営上の機密に関する情報が含まれることに留意し、慎重に検討することが必要である」とされているところでございます。

次に意見４７、「２００９年度接続料についても、総務省において、適正性の検証を行い、接続料水準差の適正化に取り組む必要がある」との意見でございます。これに対する考え方は、「ガイドラインに基づく接続料算定は、２０１０年度接続料から行うことが適当であるが、２００９年度接続料についても、具体的な様式をガイドラインに規定した上で、可能な限り算定根拠が明らかにされることが望ましい」とされているところでございます。

次に、(５)「その他」に対する意見でございます。

意見５４、「各携帯電話事業者の音声サービスの接続料は、本来、同等水準があるべき姿であり、ガイドラインの策定および今後の検証の中で、接続料格差の是正を図って頂きたい」との意見でございます。これに対する考え方は、「ガイドラインは、二種指定事業者を対象としたものであるが、二種指定事業者以外の事業者も、二種指定事業者と同様の算定ルールに基づき、接続料を算定すること等が適当とし、これにより現行の接続料水準差の適正化が期待されることから、まずは今後の取組状況を注視した上で、段階的に対応することが適当である」とされているところでございます。

次に、意見５９、「規制の対象外である事業者にも自主的な取組みを求めるという答申案は、行政が恣意的に市場に介入する状況を生じさせる懸念がある」との意見でございます。これに対する考え方は、「二種指定事業者か否かにかかわらず、電波の割当を受けていないMVNO等との関係では、電波の割当を受けた事業者のネットワークは、一定の不可欠性を帯びる面はあるが、現時点では、二種指定制度の規制根拠を直ちに変更することは適当でないと考えられること、また二種指定事業者以外の事業者からは、公正な接続料算定ルールが確立されれば、関連する情報の開示等を積極的に実施する考えが示されていることから、今回は、規制対象の拡大というアプローチではなく、二種

指定事業者以外の事業者による自主的な取組に期待する形で整理することが適当としたものである」とされているところでございます。

次に、2「モバイルネットワークインフラの利活用」、(1)「鉄塔等の設備共用ルール」に対する意見でございます。

意見67、「鉄塔等の共用をMNOに義務付けることまでは必要ないとの考え方に賛同。電柱・管路ガイドラインの改定にあたっては、実際の運用面に配慮することが必要」との意見でございます。これに対する考え方といたしましては、「答申（案）に賛成の御意見として承る。ガイドラインの改定に関する意見については、総務省において参考とすることが適当である」とされているところでございます。

次に、意見69、「設備共用ルールの整備だけでは本質的解決とは到底なり得ないことから、ローミングやその他ネットワークシェアリング等の手法も含め、ルーラルエリア等のエリア整備の在り方について総合的な検討を継続して行うべき」という意見でございます。これに対する考え方は、「鉄塔等の共用については、『公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン』を改定するとともに、総務大臣裁定等の対象となるように所要の措置を講じることが適当としたところであり、まずはその成果を見極めた上で、段階的な対応を取ることが適当である。なお、今後新たに設置する鉄塔の問題を含めた移動通信事業における効率的なエリア整備の在り方については、今後も継続して議論を行うことは必要である」とされているところでございます。

次に、(2)「ローミングの制度化」に対する意見でございます。

意見71、「MNO間のローミング提供が義務付けられないと整理されたことに賛同。緊急通報に限定したローミングの必要性については一概に否定し得ないと考えるが、コスト負担の在り方の明確化が必要」との意見でございます。これに対する考え方は、「答申（案）に賛成の御意見として承る。電気通信の健全な発達等の観点から慎重に検討が必要な利用形態について整理する際、あらゆる形態を網羅的に想定して整理することは困難と考えられるため、例示的な形態を整理して明示することが現実的であり、事業者の予見可能性を高める観点からも必要であると考えられるが、個々のケースが接続の拒否事由に該当する形態に該当するかどうかは、最終的には個別に判断すべきものである」とされているところでございます。

次に、意見73、「ローミングについて『義務付けてサービス競争を促進する必要性も乏しい』という結論が記載されているが、議論の過程においていくつかの事実誤認も

認められ、このような結論を導き出すに必要な検討が十分になされたとは考えられない」との意見でございます。これに対する考え方は、「答申（案）に示したとおり、現時点で800MHz帯保有者に対してローミングを義務付けることは適当ではないが、移動通信事業における効率的なエリア整備の在り方については、今後も継続して議論を行うことは必要である」とされているところでございます。

次に、第3章「固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備」、1「FTTxサービス」、(1)「FTTHサービスの屋内配線」に対する意見でございます。

意見76、「戸建て向け屋内配線を一種指定設備と整理する」とした答申案に賛同。マンション向けも一種指定設備と整理し、イコルフットイングを確保すべき」との意見でございます。これに対する考え方は、「答申（案）に示したとおり、マンション向け屋内配線の扱いについては、事業者設置や事業者外設置の屋内配線が混在する中で、NTT東西のFTTHシェアとマンション向け屋内配線のシェアは、連動しない面がある。NTT東西の局舎からマンション共用部までの回線敷設と、マンション向け屋内配線の敷設は別々に行うことが一般的であることから、戸建て向けの場合と異なり、NTT東西と接続事業者の間の工事回数の同等性確保を考慮する必要はないと考えられる。上記を踏まえ、FTTHのマンション向け屋内配線は、戸建ての場合と異なり、一種指定設備に該当すると整理する必要はない」とされているところでございます。

次に、意見78、「NTT東西の屋内配線の転用ルールを整備するという考え方に賛成。ただし、転用ルール整備の目標時期を設定し、NTT東西に定期的に報告を求めるべき」との意見でございます。これに対する考え方は、「NTT東西の屋内配線に関する転用ルールを整備する点については、答申（案）に賛成の御意見として承る。なお、屋内配線の転用を希望する事業者及びNTT東西においては、関係事業者間の協議により定めるべき事項について、積極的に協議を行うことが適当であり、NTT東西においては、2009年12月末までに、その協議状況について総務省に報告することが必要である」とされているところでございます。

次に、(2)「ドライカップのサブアンバンドル（FTTRサービス）」に対する意見でございます。

意見81、「サブアンバンドルの上部区間は、下部区間の保守のために必要であるため、上部区間のコストをすべて負担すべき。本来負担すべきコストを負担しない形態は、競争中立性を欠くことになる」との意見でございます。これに対する考え方は、「答申

(案) に示したとおり、アンバンドルを実施する上での基本的な考え方は、一種指定事業者に過度の経済的負担を与えることとならないように留意しつつ、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、アンバンドルして提供しなければならないとされているところ、ドライカップのサブアンバンドルについては技術的な課題は存在していない。また、上部区間が他に転用できなくなる点は、当該区間のコストが、未利用芯線のコストとして、ドライカップ接続料の原価に算入されることとなる点をどのように考えるかが問題となるが、この点については、①未利用のメタル回線を利用する場合は、下部区間のコストだけでも、F T T Rの接続料原価に算入されることになり、②また、現在利用中のメタル回線を巻き取って提供される場合は、ドライカップの『割り勘要員』を減少させる面がある一方、上部・下部区間ともに未利用芯線コストになる可能性のある芯線について、下部区間だけでも継続して利用されることになることから、接続料の上昇を抑制する効果が期待可能である。以上を踏まえると、F T T R提供コストの負担減に資するドライカップのサブアンバンドルを行うことが適当である。この場合、下部区間の保守のために、上部区間が必要となる点については、①上部区間を保守に利用するのはサービス提供に支障が生じた場合に一時的に利用するものに過ぎず、②また、サブアンバンドルメニューで下部区間の接続料を支払えば、下部区間に係る修理費用等を負担していると考えることが可能であることを踏まえると、F T T Rの提供事業者が下部区間の故障対応に係る一時的利用に必要なコストを負担すれば、上部区間のコストをすべて負担させる必要はないと考えられる。なお、上記②のとおり、当該サブアンバンドルは、設備の利用に見合ったコストを負担していると考えられるが、総務省においては、他のブロードバンドサービスとの競争状況について、注視することが適当である」とされているところでございます。

次に、2「DSLサービス」、(2)「回線名義人情報の扱い(洗い替え)」に対する意見でございます。

意見85、「『回線名義人と異なる請求書送付先に対して、回線名義人と不一致である旨を請求書等に記載して名義変更案内を送付する取組』の効果は限定的なものであるため、回線名義人に対して直接送付することが適当。また、請求書に回線名義人を記載する案についても、債務弁済の同意があること等を理由として問題は回避できると考える」という意見でございます。これに対する考え方は、「答申(案)に示したとおり、N T T東西において現在実施している請求書への同封による名義変更の案内については、

対象を特定せずに周知を行っているため、その効果は限定的との見方が示されているが、回線名義人と異なる請求書送付先に対して、回線名義人と不一致である旨を請求書等に記載して名義変更の案内を送付することについては、対象を特定している点で、現在の周知方法に比べて効果的な取組であると考えられる。また、回線名義人に対して、『名義変更案内』を直接送付することは、請求書とは別に送付することによる費用が必要となる点等にもかんがみ、まずは回線名義人と異なる請求書送付先に名義変更案内の送付を行い、その効果等も見据えた上で、検討することが適当である。NTT東西においては、2010年3月末までに、『名義変更案内』の送付状況について、総務省に報告することが必要である。なお、加入電話の請求書に回線名義人情報を記載する方法については、個人情報の第三者提供にあたり、本人の同意を得た上で行う必要があるため、債務弁済の同意があること等をもってこれを行うことは適当ではない」とされているところでございます。

次に、3「固定ネットワークインフラの利活用」、(1)「中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置」、1)「WDM装置の既設区間」に対する意見でございます。

意見89、「WDM装置については、他事業者自らが設置可能であり、各事業者が設備投資リスクを負って設備競争していることから、貸出ルールを整備する必要はない。また、貸出ルールを整備するとした場合には、その対象は、中継ダークファイバに空きがない区間に設置されたものに限定すべき」との意見でございます。これに対する考え方は、「答申（案）に示したとおり、WDM装置の既設区間における空き波長の貸出は、既存利用者の収容替え等の問題が生じることもなく、以下のようなメリット、すなわち、空き波長の貸出ルールを整備を求める事業者が現に存在することから、当該事業者による円滑なネットワーク構築が実現し、競争促進に資すること、また、空き波長を利用する事業者は、その分、WDM装置のコストを負担することになるため、WDM装置のコストを原価とする専用線等の接続料の低減効果を期待することも可能であること、これらのメリットがあることにかんがみれば、総務省においては、WDM装置の設置区間における中継ダークファイバの空き波長をアンバンドルして、接続料や接続条件などの貸出ルールを整備を行うことが適当である。なお、WDM装置が利用されることにより、中継ダークファイバの消費も抑えられる効果も期待可能である。このため、中継ダークファイバの空きがない区間が接続事業者の円滑なネットワーク構築に影響を及ぼしてい

る点を踏まえると、中継ダークファイバの空きのある区間に設置されたWDM装置についても、貸出しルールの対象とすることが適当である」とされているところでございます。

第4章「通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備」、1「通信プラットフォーム機能のオープン化」、(1)「移動網の通信プラットフォーム機能」に対する意見でございます。

意見101、「通信プラットフォーム機能の提供に当たっては、民間ベースの協議の場にて前向きに協議を実施している。今後も引き続き、民間ベースの取組により合意形成を図ることが適切であり、答申（案）においても同様の方向性が明確化されたことに賛同」との意見でございます。これに対する考え方は、「答申（案）に賛成の御意見として承る。通信プラットフォーム機能のオープン化に際しては、事業者間協議による合意形成が図られることが望ましく、協議会における合意形成に向けた取組を評価する。当審議会としては、今後も引き続き、事業者間による取組が継続されることを期待する。SMS接続機能について、当該機能の実現に向けた検討に係る基本合意がなされたことを評価するとともに、引き続き事業者間で開発費用の負担方法等について詳細な検討が行われ、当該機能の実現されることにより利用者利便の向上が図られることを期待する。なお、当該基本合意がなされたことを受けて、答申（案）を以下のとおり修正する。『これに対して、二種指定事業者以外の事業者からは、早期の実現を求める意見や、昨年10月から協議を開始しているが、約5ヶ月間進展がない状況にあるため、行政等が仲介役として、目標とする実施時期等の方針を示してもらいたいとの意見が示されたところであるが、本年9月に当該機能の実現に向けた検討に係る基本合意がなされた。』Eメール転送機能についても、事業者間協議による合意形成が図られることが望ましい。『それ以外の機能』がISP接続機能、レイヤ2接続機能、料金情報提供機能を指すことについては、指摘のとおりである。なお、本年9月にKDDIよりレイヤ3接続機能に係る接続約款の届出が行われたことから、答申（案）を以下のとおり修正する。『この点、KDDIと関係事業者との間で協議が行われた結果、2009年6月に、レイヤ3接続機能のアンバンドルについて基本合意が締結され、同年9月に約款化された。』とされているところでございます。

意見102、「総務省において、民間における協議の状況について随時状況を把握し、都度必要な措置を講じることのできる体制を取るべき」との意見でございます。これに

に対する考え方は、「通信プラットフォーム機能のオープン化に際しては、事業者間協議による合意形成が図られることが望ましく、協議会における合意形成に向けた取組を評価する。当審議会としては、今後も引き続き、事業者間による取組が継続されることを期待するとともに、総務省においては、事業者間協議の進展状況を注視し、必要に応じて適切な対応を行うことが適当である」とされているところでございます。

次に、意見104、「個別協議のみに委ねていくことは、コンテンツ配信事業者等にとって、柔軟かつ機動的な事業展開の支障となり、市場の発展と経済的な利益を損なう恐れがある」との意見でございます。これに対する考え方は、「答申（案）に示したとおり、アンバンドルが必要と考えられる機能についても、事業者間協議での合意形成を尊重・期待する観点から、まずは『注視すべき機能』に位置付け、一定期間は協議の状況を注視し、その後、協議での合意形成が困難な場合に初めてアンバンドル機能に位置付けるといった段階的な対応を行うことが適当である」とされているところでございます。

次に、意見106、「回収代行機能の拡大を事業者間で検討する場合には、利用者保護の視点を大切に制度となるよう、丁寧な検討が行われることを要望」との意見でございます。これに対する考え方は、「御指摘のとおり、昨今の多種多様なコンテンツサービス等の提供に伴い、思いがけない高額な通信料や、コンテンツ利用料等が発生してしまう点について、その対策が求められている状況にあり、総務省においても、高額パケット通信料に関する注意喚起を行うなどの対策を講じているところである。このような状況を踏まえ、通信プラットフォーム機能のオープン化に際しては、事業者間の競争促進の視点と合わせて、利用者保護の視点も十分に留意しつつ、個別の機能ごとに慎重な判断が求められる。そして、回収代行機能の一般サイトへの開放に当たっては、事業者間の責任関係の明確化や利用者保護等の観点から、一定の合理性を有する基準に基づく審査が行われることが適当としているところである。なお、総務省においては、これらの状況について、今後とも注視することが適当である」とされているところでございます。

次に、2「紛争処理機能の強化等」、(1)「電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化」に対する意見でございます。

意見117、「紛争処理委員会の紛争処理機能の対象範囲をCP等に拡大すべき」との賛同意見でございます。

次に、意見119、「対象とする事案は電気通信事業である接続や卸電気通信役務の提供に直接関係する紛争に限定すべき」との意見でございます。これに対する考え方は、「答申（案）」に示したとおり、現在、紛争処理委員会は、接続又は卸電気通信役務の提供など事業法の規律対象となっている行為に係る紛争事案を対象としているため、紛争処理の対象範囲を回線不設置の非電気通信事業者に拡大する場合も、対象とする紛争処理事案は電気通信事業法の規律との関係を踏まえて整理することが必要である。また、紛争処理機能の強化とともに、その実行性を担保するための措置を講じるなど必要な制度整備を行うことが適当である」とされているところでございます。

次に、第5章「固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方」、1「接続料算定上の課題」、(1)「指定事業者と非指定事業者の接続料水準差」に対する意見でございます。

意見124、「同種のネットワークを有する事業者間においても、採用システムや周波数帯等の相違等に起因して接続料の水準に差異が生じることは当然発生し得る。また、何をもって不当に高額な接続料と判断するのかについては、明確な基準の策定は極めて困難」との意見でございます。これに対する考え方は、「二種指定事業者についてはガイドラインに基づく接続料算定を行うことにより、接続料算定の適正性・透明性の向上が図られ、また、二種指定事業者以外の事業者も、二種指定事業者と同様の算定ルールに基づき、接続料を算定すること等が適当としているところであり、まずは今後の取組状況を注視した上で、段階的に対応することが適当である。なお、ガイドラインに整理された適正な算出方法に従う限り、各事業者の保有するネットワークの違いに起因して接続料の水準に差異が生じたとしても、そのことが直ちに問題となりうるものではない」とされているところでございます。

次に、意見125、「NTTより接続料が高い固定電話事業者にガイドラインを策定・適用すべき」という意見でございます。これに対する考え方は、「答申（案）」に示したとおり、指定事業者と非指定事業者の接続料格差については、現時点では、業務改善命令の要件に該当する場合に、当該措置により是正するアプローチを採ることが適当である。ただし、指定事業者と非指定事業者の間には『事業者間協議によっては合理的な水準での合意が期待しにくい構造』が形成されることになる点を踏まえつつも、事業者から様々な意見が出ていることから、具体的な基準については引き続き議論を深めた上で設定することが適当である。この点、答申（案）を受けた二種指定事業者に係る接

続料算定ルールの方策、当該ルールを踏まえた非指定事業者の自主的な情報開示等により、現行の接続料水準差の適正化が期待される。この観点からも、本問題については、まずは当該事業者による今後の取組状況を注視した上で、固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当である。なお、『不当に高額な接続料』の設定に関する申出等があった場合は、総務省においては、事業者ごとの個別事情等を踏まえた上で、速やかにその適正性を検証し必要に応じ所要の措置を講じることが求められる。答申（案）に示したとおり、まずは接続料算定の基本的枠組みを整理することとし、その精緻化は、今後必要な範囲内で漸進的に行っていくことが適当である」とされているところでございます。

次に、(3)「その他」に関する意見でございます。

意見129、「公正競争上の観点から、G C接続機能の類似機能を早急にアンバンドルすべき」との意見でございます。これに対する考え方は、「答申（案）に示したとおり、G C接続機能の類似機能のアンバンドルについては、収容ルータから他社中継網へのパケットの振分機能を追加することとなり、ルータ等の容量の抜本的な見直しが必要となることから、その実現は困難と考えられる。しかし、アクセス回線のF T T H化や固定電話からひかり電話への移行等が進展する中で、G C接続機能の類似機能の重要性は一層高まると考えられるため、アンバンドルについて検討を深めることが適当である」とされているところでございます。

最後に、意見135、「今後のP S T Nの扱いを含め、将来に向けて日本の電気通信をどうしていくべきなのか、抜本的な議論を早急に開始すべき」との意見でございます。これに対する考え方は、「総務省においては答申（案）を踏まえた所要の対応を速やかに行うことが必要である。具体的には、2011年度以降の加入光ファイバ接続料については、2010年度内にN T T東西の認可申請、総務大臣の認可手続が予定されており、当該手続の際には、F T T H市場の事業者間競争の進展状況を踏まえ検討する視点が重要である。ドライカップ接続料については、N T Tから2010年度に公表が予定されている概括的展望を踏まえ、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うことが適当である。固定電話接続料（L R I C接続料）については、2009年6月に議論を開始した長期増分費用モデル研究会の結論等を踏まえ、速やかに情報通信審議会に諮問し、2011年度以降の接続料算定の在り方について結論を得ることが適当である」とされているところでございます。

続きまして、資料の一番下に席上配付をさせていただいております、(参考)と書かれました「答申案の修正箇所一覧」をごらんいただけますでしょうか。

先ほどの意見40及び意見101に対する考え方のところにございましたとおり、今回、答申案の内容につきまして、3点、接続政策委員会から修正案の提示があるところがございます。黄色い網かけをしている部分が具体的な修正点でございまして、それぞれの具体的な内容につきましては、先ほど参考資料でそれぞれご説明をさせていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○東海部会長 ありがとうございます。大変多数の事業者等からのご意見をちょうだいいたしましたものを142ほどの項目に区分をいたしまして、その考え方、審議会としてどういう考え方をすべきかということについて、接続政策委員会で議論をした具体的な内容をご報告させていただいたところでございます。

結果としては、答申案の段階でご議論いただいたものに加えて、修正は3カ所、一番最後にご報告ございましたように、3カ所についてはそういった文言に修正することが適切という結果とさせていただいているところでございます。どうぞご発言をいただきまして、ご意見やご質問やらいただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○斎藤委員 答申案を改めて拝読いたしまして、非常に細かく、漏れることなくまとめていただいて、委員の方たち、それからご担当の方たち、大変なご努力をなさったんだろうと思ひまして、まず、それに対して感謝の念を申し上げたいと思ひます。

通信の世界は、急速に変化を続けています。答申案にも、「引き続き」あるいは「継続的に」というような文言が非常に多く見られますが、そのようにフレキシブルにこれからも検討を重ねていただきたいと思ひます。

それと、ユーザーとして、素人の発言で恐縮ですが、業者間のいろいろな主張というものもよくわかるんですけども、ちょっと違和感のあるところがございます。例えば、ローミングというのは、ユーザーからするとあって当然のような気がします。それがまだ実現できないというのは、それぞれのご事情というものもよく理解はできますが、ユーザーの立場から、ぜひ早いところ、実現していただきたいものだと思います。

共用設備の問題も、ご事情はよくわかりますけれども、やはり共用の方向にいていただきたいと思ひます。そうすれば、コストは下がるし、みんなのためになるんじゃないかなという気がいたしました。新聞で、専売所というんですか、朝日新聞なら朝日新

聞の専売、読売なら読売のというふうに分かれていましたが、だんだんそれが、うちは朝日も読売もやりますというように兼業するようになってきました。それによって、ユーザーに特に何か問題があったかという点、決してそういうことはありません。効率化されて、新聞の値上げが抑えられているんだと思うんですね。それと同じようなことで、ユーザーからすると、そのルートがどこであろうと、それは全く我々にはわからないことで、それよりも、カバレッジが上がりコストが下がるということが一番重要だと思います。設備投資を各社が独自にやることによって設備償却負担が重くなって、なかなか新しいものを導入できなくなるということは日本の通信にとっても不幸なことです。なるべく共用して、互いに減価償却を早めて、さらに新しい設備・技術をどんどん導入してほしいと思います。カバレッジが上がり、どこの地域にいても利用できるような、そういう世界になってほしいなと思っております。

今、携帯というのはユニバーサルサービスの位置づけをしてよいところまで来ていると思うんですね。ですから、それがユニバーサルに実現できるようにしていただきたいと思います。そのためには、正当な費用分担というのは当然のことでありまして、それが会計ルールなどのいろいろな問題があるということは、答申案を拝見して理解はいたしましたけれども、そのあたりもぜひ柔軟にやっていただきたいものだと思います。

以上でございます。

○東海部会長　　大変貴重なご意見、ありがとうございます。

第1点目の、全体を通じまして、おのおの問題、大変流動的に動いているという意識は我々もございまして、そういう意味におきましては、もしこれが答申として認められたと、答申案としてご提示申し上げたときにも、早急に対応していただきたいという気持ちがまず第一でございますと同時に、また、実は2月の諮問から答申までのこの8カ月程度の間でも、もう環境が変化してしまっていて、果たして前のほうで議論したことがこれでよかったかなというような反省もしなければならぬ部分も感じたりしておったところでございます。そういう意味におきましては、まことにおっしゃられたとおりでございます。答申として1冊のものができたとしても、文言が確定したとしても、果たしてそれがまたよいかどうかということは、あす、あさってになって変わるかもしれないということで、行政としてはご対応いただくということは私も全く同感でございます。

後半の問題につきまして、ユーザーという立場からというご発言ございましたけれど

も、それらの議論というものは、実は接続政策委員会の委員の中からもございまして、むしろもう少し踏み込んでよいのではないかといたったようなことでもございましたけれども、現状におきましては、この答申案の全体の基調といたしましては、思い切って制度を改正するような形でもって踏み込むよりも一歩手前で整理をして、事業者の自主的な動きを待つというようなことをする部分が非常に多うございます。そういう意味で、共用依頼、ローミングの問題につきましても、そういう状況が進んでいくことは適切だとは考えておりますけれども、それを義務化するという形で規制の形に持ち込むことが、果たして今回の場合にはいいかどうかということは、まさに今、流動的な事業者の、設備競争をしている状況の部分もございまして、それから、設備競争をしないで参入してくる事業者が今増えつつあるという状況もございまして、少しそのあたり、環境をしっかりと見据えていくということの意味において、私の意識は委員のお考えと非常に近いと思っておりますけれども、こういうような答申として文章化するというような方向では、ちょっと手前のところでもってとまっているという形を姿勢としてはとらせていただいたと、私はそういう理解をしておりますけれども、何か行政としておつけ加えになること、ございますでしょうか。

○古市料金サービス課長　　今、部会長からご説明があったとおりでございますけれども、1点議論があったところは、移動通信市場の特徴として、やはり固定通信市場と違っていて、有限希少な電波を、限られた数の事業者が割り当てられて、それで事業をしていくという、ほかの市場にない特徴がございます。したがって、基本的には、電波を割り当てられた業務区域の中では、その電波をみずから使って、みずからその設備を構築して事業を行っていくということが基本原則ではないかというのが、1つ、大きな留意点ではないかというようなご議論が行われたところでございます。それも踏まえながら、しかし、そうはいいながら、設備競争とサービス競争のバランスを図りながら競争促進を図っていく観点が必要ではないかというような議論が行われたところでございます。

もう1点、公正競争環境の促進という観点以外に、まさに委員がおっしゃられた国民利用者の利益向上、あるいは国民の生命、身体を守るという、そういった公益的な見地、これはまた別の議論でしょうということで、例えば、緊急通報を確保するようなそういった観点からは、これは事業者間でローミングについて積極的な協議を行っていくべきではないか、そういった整理がなされているところでございます。

鉄塔等の共用につきましても、同じように、やはり基本的に業務区域においては設備を打っていくということが基本ではないかというような議論でございましたけれども、その中で、やはり事業者間の鉄塔等の共用をできるだけ促進していくという観点から、今回、ガイドラインの改正でありますとか、あるいは紛争処理の機能の整備、こういったことを行っていくことは適当ではないかとされているところでございます。いずれにせよ、接続ルールの見直しも、何のためにやっているかと申しますと、これは利用者利益の向上ということだと思っておりますので、その点、今後も留意しながら、いろいろな政策を進めていきたいと考えているところでございます。

○東海部会長 斎藤委員、よろしゅうございましょうか。

ほかの委員、どうぞ。

○根岸臨時委員 今、斎藤委員からお話のあった事柄、基本的にそういうご意見に賛成いたします。この答申は、もちろん大変な作業というか、時間もコストも労力もおかけになっているので、そして、今、変化が非常に激しいので、今、この段階で抜本的に改正というかそういうことは、もう少しという話で。したがって、読んでみますと、「注視すべき機能」「今後検討」というのが山のようにあるように見えますね。おそらく何本もトラックが走っているというようなことで、そういたしますと、多分また、接続政策委員会の仕事がどんどん増え、あるいは行政の仕事がたくさん増えるということになります。そういう形でやっておられるんだと思いますけれども、たくさんある中で、優先度というか、重要度というんでしょうか、そういうものを決めて、そして、タイムスケジュールのようなものを定めていただいて、事業者間の協議というのももちろん非常に重要であって、いきなり行政がやるということは問題があることが多いと思いますけれども、しかし、それをやっていると、ずっと時間がたってしまうと、なかなか解決できないものがありましようと思っておりますので、変化が激しい中で難しいですけれども、優先順位、重要度などを踏まえてスケジュールを、いわゆる工程表というんでしょうか、そのようなものをつくって、今後、早急というか、検討いただきたいと。ますます忙しくなるということでもありますけれども、そのように要望したいと思っております。

○東海部会長 ありがとうございます。大変貴重なご意見でございます。行政のほうも、忙しくなるということはウエルカムだと思っておりますので、そのようなお考えで、しっかりと工程管理をしていただきたいと思っておりますのでございます。

ほかにかがでございましょうか。

よろしゅうございましょうか。特にご発言がございませんようでしたら、資料7-1の表紙の次のところに、ページはございませんけれども、案といたしまして、答申書、1枚紙がございます。「平成21年2月24日付け諮問第1210号をもって諮問された『電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方』について、審議の結果、別添のとおり答申する」という形としてはいかがかと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○東海部会長　それでは、本案をもちまして答申とすることとさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

ただいまの答申につきまして、総務省から一言ご発言があるようでございます。

○桜井総合通信基盤局長　総合通信基盤局長の桜井でございます。

ただいま、接続ルールの在り方についてご答申をいただきまして、ありがとうございます。今年の2月に諮問させていただきましてから、東海部会長をはじめ委員の皆様、大変精力的にご審議を賜りまして、おまとめいただいたということでございます。感謝申し上げたいと思います。まさに表題にございますように、電気通信市場の環境変化に対応したということでございます。IP化、ブロードバンド化、あるいは、特にモバイル化、急速に進んでいる中で、接続ルールに代表される競争政策というのも適宜見直していかなければいけないという時期に来ております。先ほどご指摘もございましたように、この答申の中でも、さらにいろいろ検討すべき点、たくさんあるわけでございます、引き続き、委員の皆様方にいろいろご指導賜ればと思っております。

また、答申いただきました内容につきまして、できるだけ早くいろんな措置を講じていかなければいけないと思っております。法律改正を要するもの、省令改正を要するもの、あるいはガイドラインで対応しなければいけないもの等々あるわけでございますが、できるだけ速やかに実施に移してまいりたいと考えております。引き続きよろしくご指導のほど、お願い申し上げます。

○東海部会長　ありがとうございました。これからの行政のご対応、機敏で的確という形を強く期待するところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

閉　　会

○東海部会長 委員の皆様から、何かお加えいただくこと、ございましょうか。よろしいでしょうか。

事務局から、何かございましょうか。

○白川管理室長 特段ございません。

○東海部会長 それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきたいと思っております。

次回の会議日程につきましては、別途決まり次第、事務局からご連絡させていただきたいと思っております。

本日はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。